

令和2年第7回 神川町農業委員会総会議事録

開催年月日及び開催場所		令和2年7月22日(水) 神川町役場本庁舎3階 第1・第2会議室							
開議時刻及び宣告者		午後1時30分 会長 櫻澤 泰信							
閉会時刻及び宣告者		午後2時12分 会長 櫻澤 泰信							
議長	櫻澤 泰信		議事参与制限委員数	なし		傍聴者数	なし		
出席した事務局職員		事務局長：櫻澤 典明 事務局長補佐：高橋 和宏 主事補：岩井 亮介							
委員出席状況	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
	1	高宮 和浩	○	9	松本 由紀子	○	推4	佐藤 文雄	○
	2	高柳 義信	○	10	清水 武	○	推5	齊藤 克美	欠
	3	高田 英夫	○	11	中井 健一	○	推6	新井 英雄	欠
	4	須川 朋和	欠	12	野村 清太郎	○	推7	秋山 政治	○
	5	野村 千江子	欠	13	櫻澤 泰信	○	推8	高橋 栄一	○
	6	坂本 等	○	推1	進藤 誠一	○	推9	岩崎 喜久夫	○
	7	長谷川 隆	○	推2	木口 和久	○	推10	高橋 八夫	○
	8	萩原 康広	○	推3	四方田 芳泰	○	推11	町田 貴	○

会議進行状況

会議事項	発言者	顛末
開 会	事務局長	定刻となりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。 農業委員会会議規則第4条の規定により、議事の進行は会長にお願いします。
開 会	議 長	ただいまから、令和2年第7回農業委員会総会を開いたします。 出席委員は13名中11名です。定足数に達していますので、総会は成立いたします。 それでは、慎重審議をお願いいたしまして議事に入りたいと思います。
日程第1 議事録署名人及び書記の 指名について	議 長	日程第1の議事録署名人及び書記の指名を行ないたいと思います。 神川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定により議事録署名人の指名を行います。 議事録署名人は、3番 高田英夫委員、6番 坂本等委員にお願いします。 書記は、事務局の高橋君、岩井君を指名いたします。
日程第2 第18号議案 農地法第5条の規定による 許可申請について	議 長	続きまして、日程第2に入ります。 第18号議案 農地法第5条の規定による許可申請について を議題とします。 事務局は1番の朗読をお願いします。
	事務局	〔第18号議案1番について議案書を朗読〕
	議 長	続きまして、地区担当委員からご意見があればお願いします。
	1番高宮委員	申請地は〇〇さんの土地ですが、草が生い茂り管理されている様子はありません。隣接する畑もなく、 周りは道路に囲まれています。

会議事項	発言者	顛末
	議 長	<p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
	事務局	<p>申請地につきましては、議案書4ページの位置図、5ページの配置図をご覧ください。</p> <p>高宮委員のおっしゃる通り、申請地は周囲を宅地に囲まれている生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に代えて周辺の他の土地を供することで当該事業の目的を達成できる場合は許可できませんが、本案件では周辺に代替できる土地が無いため許可相当となるものと考えております。</p> <p>譲受人はいわゆる赤道を挟んで隣接する展示場を取得して中古車等の販売業を営んでおりますが、今回事業拡大にあたり展示スペースが不足しているため、申請地を展示場として利用する計画での申請となります。以上です。</p>
	議 長	<p>それでは、1番について質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。</p>
	1 1 番中井委員	<p>申請者はどこの国の方ですか。また、この近所で〇〇さんというパキスタン出身の方が同様の仕事をしていますが、関係はあるのでしょうか。</p>
	事務局	<p>申請人は〇〇国籍の方で永住権を取得しておりますが、〇〇さんとの関係については、申請書類等に記載がありませんのでわかりません。</p>
	佐藤推進委員	<p>私も現地を見ましたが、農地として利用価値の低いことは分かりますが、展示場と申請地の間の赤道は木が生い茂って境界が分からない状態ですね。</p>
	6 番坂本委員	<p>この赤道は町としてどうするのですか。本来的には必要のない道路ならば払い下げるのが基本だと思うのですが、それをせずに申請者に利用されてしまうことはないですか。</p>

会議事項	発言者	顛末
	佐藤推進委員	払い下げて買ってもらうほうが良いと思います。
	9 番松本委員	私が子供のころは確かに道があったのを覚えています。いつの間にか道でなくなってしまったのですが、きちんとしてもらうほうが良いですね。
		〔数名の委員が道の経緯や払い下げ等について発言〕
		〔事務局が建設課に状況を確認し議長に報告〕
	議 長	この道は町の道路台帳には載っていないようですが、登記は公衆用道路で町の土地となっているようなので、昔からの道で間違いないと思います。 申請者が自由に使えるものではありませんが、だからと言って、払い下げを受けるよう強制することもできませんし、赤道部分は使わないと言われればそれを信じるしかないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。
	佐藤推進委員	地域の道普請とかもあるでしょうから、可能であれば払い下げについて指導というかアドバイスできませんか。
	議 長	そうしましたら、赤道部分の利用が明確ではありませんので、皆さんがよろしければ本案件は保留とし、申請者に意向を確認した後に再度審議するというものでいかがでしょうか。
		〔異議なしの声〕
	議 長	それでは、第 18 号議案 1 番については、保留といたします。 続きまして、2 番から 5 番は関連がありますので、一括して審議をお願いします。 事務局は議案の朗読をお願いします。
	事務局	〔第 18 号議案 2 番から 5 番について議案書を朗読〕

会議事項	発言者	顛末
	議 長	続きます、地区担当委員からご意見があればお願いします。
	1 番高宮委員	特にありません。
	議 長	それでは事務局より説明をお願いいたします。
	事務局	<p>2番から5番は砂利採取による一連の申請になります。申請地につきましては、議案書7ページの位置図、8ページの配置図をご覧ください。</p> <p>本案件は、昨年8月の総会で審議され、9月に許可を受け現在採掘中の砂利採取に係る変更申請になります。砂利採取場の表土・中間土の土量が多く、除去作業に時間を費やしたため、採取期間を6か月延長する計画での申請となります。</p> <p>9ページに土地利用計画図を添付しておりますのでご確認ください。以上です。</p>
	議 長	それでは、2番から5番について、質疑がある方は挙手をして意見を述べてください。
	佐藤推進委員	<p>私は土地改良の役員もやっていて、そちらでは砂利採取の計画が平成31年6月から3年間と申請されています。この案件は半年間の延長で来年3月までですが、採取地や期間の差はなぜあるのですか。</p> <p>それと資料の図面は白黒なので、真っ黒になって筆が分からないのでカラーにできませんか。</p>
	6 番坂本委員	一時転用は最長3年と決められているのですが、砂利採取は1年なんですよね。そして適正な理由があると認められれば半年間のみ延長できます。なので、土地改良は最長期間の3年で出しているということですよね。

会議事項	発言者	顛末
閉 会	事務局	そのとおりです。資料についてはカラー対応の印刷機がありませんので、申し訳ないのを見やすい方法を検討して改善していきたいと思います。
	議 長	よろしいでしょうか。ほかに無ければ採決に移ります。 第18号議案2番から5番について、賛成の方は挙手をお願いします。 〔全員挙手〕
	議 長	全員賛成ということで、第18号議案2番から5番については、原案のとおり許可相当と意見を付して県知事に進達致します。
	議 長	以上をもちまして、全ての日程が終了しましたので、総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございました。